

ながくてごみ減量化通信

～第4号～ 令和4年7月 長久手市役所環境課



前は、『プラスチック製容器包装』の出し方について、お伝えしました。
今回は、古紙の中でも、特にもえるごみとして間違えて出される『雑がみ』の
出し方のコツをお伝えします。



※紙製容器包装識別マークが付いていてもリサイクルできないものもあります。

雑がみは、どんなもの？

家庭から出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボールに入らないもの、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般をいいます。

※食品や洗剤等が付着しているもの、金紙・銀紙が使われているものは対象外（もえるごみ）です。

コツ① リサイクルできない紙を覚える

古紙ではなくもえるごみに!



臭いのついた紙
(洗剤や線香の紙箱など)



写真、感熱紙
(レシートなど)



ワックス加工された紙
(紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など)



カーボン紙
(宅配便の伝票など)

コツ② 雑がみの出し方は2種類



①デパートなどでもらう紙袋・古い封筒を利用してください。自分で作る方法は



こちら→



②ひもで十文字にしばって出して下さい。
小さい紙は雑誌に挟んでください。



←(公財)古紙再生促進センターではリサイクルできない紙を詳しく紹介しています。
今回は、『なぜ、きちんとごみを分別する必要があるのか。』についてお伝えします。